

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令  
 第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和四年十月三十一日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者

住所		土地所有者 氏名
不明		石黒 一郎 (存否不明)
不明		石黒 マサコ (存否不明)
不明		石黒 喜徳 (存否不明)
不明		石黒 房雄 (存否不明)
不明		石黒 ヒナコ (存否不明)
不明、ただし、住民票上の住所		長迫 由郎
東京都渋谷区神宮前三丁目三〇番一〇号		石黒 善之助 (存否不明)
不明		神原 勇 (存否不明)
不明		楠見 榮 (存否不明)

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市  
 赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高圧送電  
 線付替工事に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始 する土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)	
広島県 福山市	七〇七六番 二	山林	山林	一四五	一三二・ 三九	一三二・三九
瀬戸町 大字 地頭分 字坂之森						

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課  
 広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、令和四年十一月二十一日にその通知があったものと  
 みなされます。